

差押債権（過払金返還請求権）取立訴訟の提起について

平成22年8月6日
京都地方税機構

当機構は、差押債権（滞納者が消費者金融業者に支払った過払い利息等の返還請求権）取立てのために下記のとおり訴を提起しましたのでお知らせします。

記

概要	<p>京都地方税機構では、納期限が一定経過した府税、市町村税（京都市を除く）の移管を受け、徴収等の滞納整理事務を行っています。</p> <p>そのような中、構成団体が滞納処分により差し押さえた過払金返還請求権について第三債務者（消費者金融業者）2名が支払いに応じないため、簡易裁判所へ取立訴訟を提起するものです。</p>				
滞納額	<p>滞納者 A</p> <p>滞納額 京都府 460,100円（本税のみ）</p> <p>南丹市 6,882,530円（本税のみ） 合計 7,342,630円</p> <p>滞納者 B</p> <p>滞納額 京都府 334,000円（本税のみ）</p>				
対象債権	<p>債権 滞納者が第三債務者に対して有する過払金返還請求権</p> <p>差押庁 京都府南丹広域振興局、京都府南丹市及び京都府京都西府税事務所</p> <p>請求債権額</p> <table border="1" data-bbox="316 1619 1066 1731"> <tr> <td>C社</td> <td>241,722円</td> </tr> <tr> <td>D社</td> <td>1,305,046円 + 135,493円</td> </tr> </table>	C社	241,722円	D社	1,305,046円 + 135,493円
C社	241,722円				
D社	1,305,046円 + 135,493円				
訴えの提起	平成22年6月23日（神戸簡易裁判所・東京簡易裁判所）				
今後の予定	<p>多重債務で苦しむ滞納者があれば、過払金の有無を調査し、上記の対応をすることにより、滞納者の生活の安全と税収確保につなげていきたい。</p>				